

# 第3期遠野市地域福祉計画

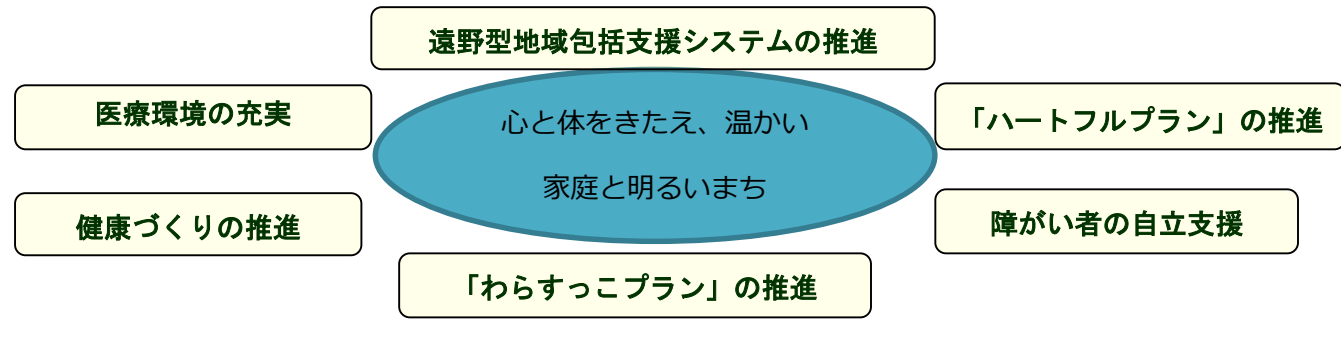
## 第2次遠野市総合計画基本構想・前期基本計画

(平成28年度～平成37年度)

(平成28年度～平成32年度)

【基本理念】遠野スタイルの創造・発展 【将来像】永遠の日本のふるさと遠野

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり



## 第3期遠野市地域福祉計画 (平成28年度～32年度)

### 【基本理念】

- ① 地域でその人らしく暮らせるよう個人の尊厳を重視
- ② 住民参画・市民協働による社会福祉の実現
- ③ 福祉による地域の活性化

### 【基本目標】

- ① ワンストップの福祉サービス
- ② 地域福祉コミュニティの充実
- ③ 地域福祉の総合的推進
- ④ 安心安全な福祉によるまちづくり

基本目標	施策の方向
1 ワンストップの福祉サービス	(1) 多職種連携の仕組みづくり
	(2) 身近な相談窓口
2 地域福祉コミュニティの充実	(1) 災害時要援護者の支援
	(2) 民生委員・児童委員活動の支援
	(3) 見守り体制の充実
3 地域福祉の総合的推進	(1) 地域福祉懇談会の開催
	(2) 福祉教育と地域活動
	(3) 地域福祉活動コーディネーター (CSW) の育成
	(4) ボランティア活動の推進
4 安心安全な福祉によるまちづくり	(1) 権利擁護の周知と利用促進
	(2) 心のケアと自殺予防の支援
	(3) 生活困窮者の自立支援の推進
	(4) ユニバーサルデザインと心のバリアフリー

## 【施策の方向 (概要)】

- 多職種連携の仕組みづくり  
複数の生活・福祉課題を抱える市民の相談対応と総合的・一体的な支援の必要性  
関係機関・団体との連携協力により多くの相談・支援専門職が連携 (多職種連携) し支援にあたる仕組みを構築
- 身近な相談窓口  
地域の身近な相談窓口 (民生委員・児童委員、保健推進委員など) の役割が大きいが対応困難な相談も多い  
多課題を抱える世帯の場合など、必要な支援を横断的に繋ぎ、新たなサービスをつくり出す取組をコーディネートする役割の人が地域に必要なとなっていることから、配置を目指していく
- 災害時要援護者の支援  
災害時の要援護者の避難支援体制の構築では、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、市、社会福祉協議会の連携体制を調整し、地域福祉コミュニティの中で体制づくりを形成することが必要  
遠野市災害時要援護者避難支援プラン (平成22年1月策定) の見直しに併せて、避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアル、災害ボランティアセンター運営マニュアルなどの作成も必要
- 民生委員・児童委員活動の支援  
民生委員・児童委員に期待される役割が増大し負担感が大きくなっていることで、これからの担い手・成り手不足の心配にも繋がっている  
訪問活動や関係機関等との連携強化を目的とした研修会の企画など、行政と社会福祉協議会が連携して、活動の支援にあたるほか、問題を個人で抱え込まず、行政等に相談するよう促し、委員が担う役割周知を図っていく
- 見守り体制の充実  
地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」という問題があり、「地域見守り活動に関する協力協定」により生活関連事業者との連絡・連携による見守り体制を導入。今後も、市民、関係機関・団体、行政が、重層的に見守りを行い、関係の輪を広げていくことで充実を図る
- 地域福祉懇談会の開催  
市と社会福祉協議会の共同で地域福祉懇談会を開催し、必要があれば、地域福祉計画、地域福祉活動計画を一部見直し、地域福祉の充実を図るよう計画の進行管理を行う
- 福祉教育と地域活動  
地域福祉を進めるためには、生活上の困難を抱える人を理解し、支え合い、共に生きるという福祉の意識の更なる醸成が必要。子どもたちの「福祉のこころ」の醸成には、多様な体験学習の機会が必要であり、体験学習のメニューやキャップハンディ体験や施設訪問のほかに、地域活動と連携した体験の場づくりを進めることが必要
- 地域福祉活動コーディネーター (CSW) の育成  
福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うために、地域の生活・福祉課題を把握し、関係機関・団体等と協力し、支援の内容や方法などを検討するとともに、公的なサービスとインフォーマルな福祉活動とを繋ぎ、具体的な支援に結びつける「コミュニティソーシャルワーク機能」を担うことができる地域福祉活動コーディネーターを育成するとともに、この仕組みの理解促進を図る
- ボランティア活動の推進  
社会福祉協議会が設置するボランティア活動センター (ちょボラ内) でのボランティア養成、地域福祉活動を支える人材やリーダー育成の取組と遠野市ボランティア連絡協議会との協働。  
地域の社会福祉法人や福祉サービス事業者などの福祉関係者においては、団体自らのボランティア活動への参加やボランティア活動の受け入れを期待  
交通弱者、買い物弱者支援については、行政による総合交通対策などでは対応できない細やかな部分を福祉的側面から新たなサービスとして創出することが求められており、市・社会福祉協議会で引き続き検討
- 権利擁護の周知と利用促進  
社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」と成年後見制度での「法人後見」受任などの権利擁護の取組を広く周知するとともに、必要な方への利用促進を図るほか、虐待やDVは、防止、早期発見・対応に取り組む
- 心のケアと自殺予防の支援  
「心の健康づくり」に取り組むとともに、支援者となるゲートキーパーと傾聴ボランティアの養成とボランティア団体の育成支援に継続して取り組む
- 生活困窮者の自立支援の推進  
生活困窮に至る要因は対象者により様々で、必要とされる支援内容も多種多様。「自立生活相談窓口」を委託している社会福祉協議会が実施する「フードバンク事業」や「生活福祉資金」の貸付に加え、就労弱者 (就労困難な社会的弱者) 対応では、関係機関、民間企業の協力を得ながら、職場体験などの機会確保をすすめるほか、子どもの貧困対策も意識して対応
- ユニバーサルデザインと心のバリアフリー  
多様な人々が利用しやすいよう、まちづくりや生活環境を整えていくユニバーサルデザインの考え方を一層推進するとともに、地域住民の誰もが自然に支え合うことができるように「心のバリアフリー」を推進